

平成28年度東京都予算の見積方針のポイント

平成28年度予算の位置づけ

オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備の更なる加速をはじめ、都政に課された使命を確実に果たしつつ、日本をけん引し、世界をリードする「世界一の都市」の実現に向けて、確実なステップアップを図る予算

基本方針

- ① 都政の喫緊の諸課題に迅速かつ的確に対処するとともに、「東京都長期ビジョン」で掲げる将来像を見据え、東京の成長を支える基礎を構築し、東京をより進化した成熟都市へと高めていく取組を積極的に推進すること
- ② 全ての施策を多面的に検証し、関係部局との連携も強化しつつ必要な見直し・再構築を図るなど、強固な財政基盤を堅持し将来にわたる施策展開を支えるための自己改革の取組を一層徹底すること

ポイント

- 「東京都長期ビジョン」の事業案のうち、新規・レベルアップを行うものについてはシーリングの枠外
- 施策の見直しを行った場合、削減額の2倍まで要求することができる
- その他の事業は、原則としてゼロシーリング

日程

- 10月中旬 各局からの予算要求締切り
- 1月中旬 平成28年度予算原案発表予定

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

殿

東京都副知事

安藤立美

秋山俊行

前田信弘

平成28年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国経済は、個人消費や企業収益に改善の動きが見られており、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかに景気回復していくことが期待されている。

こうした中、現下の都政には、オリンピック・パラリンピックの成功とその先を見据えたレガシーの具現化に向けて万全を期すことはもとより、東京の国際競争力の向上に資するインフラ整備や産業としての観光振興など、東京が持続的に発展し、日本全体の成長をけん引する施策を戦略的に講じていくことが求められている。

同時に、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応、災害に強い都市づくりの推進、東京の経済を支える中小企業への支援など、直面する喫緊の課題にも時機を逸することなく取り組まなければならない。

一方、都の収入の大宗を占める都税収入は、足元では堅調に推移しているものの、そもそも景気の動向に左右されやすい不安定な構造にあり、海外経済の先行きが不透明さを増す中、今後の減収リスクにも留意が必要である。その上、平成26年度税制改正で法人住民税の一部が国税化されたことに加え、地方法人課税の更なる不合理な見直しなど、都の財源が更に奪われる可能性もあり、都財政の先行きは予断を許す状況にない。

このような状況の中、2020年の東京とその先の明るい未来に向けて、現場感覚にかなった実効性の高い施策を積極的に構築していくとともに、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持することが重要である。

こうした観点に立ち、一つひとつの施策について、施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底することが必要であり、事業評価についても、その取組の更なる強化を図るなど、都の自己改革を一層推し進めていく。

また、法人事業税の暫定措置については、確実に撤廃し法人事業税に復元することを国に強く求めていくとともに、法人住民税の一部国税化や新たな偏在是正措置の導入といった都の貴重な財源を奪う動きに対しては、徹底して対抗していく。

平成 28 年度予算は、オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備の更なる加速をはじめ、都政に課された使命を確実に果たしつつ、日本をけん引し、世界をリードする「世界一の都市」の実現に向けて、確実なステップアップを図る予算として、

第一に、都政の喫緊の諸課題に迅速かつ的確に対処するとともに、「東京都長期ビジョン」で掲げる将来像を見据え、東京の成長を支える基礎を構築し、東京をより進化した成熟都市へと高めていく取組を積極的に推進すること

第二に、全ての施策を多面的に検証し、関係部局との連携も強化しつつ必要な見直し・再構築を図るなど、強固な財政基盤を堅持し将来にわたる施策展開を支えるための自己改革の取組を一層徹底すること

を基本として編成することとする。

したがって、平成 28 年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 平成 28 年度予算は、都政の喫緊の諸課題に迅速かつ的確に対処するとともに、「東京都長期ビジョン」で掲げる将来像を見据え、東京をより進化した成熟都市へと高めていく取組を積極的に推進し、同時に、全ての施策を多面的に検証し、関係部局との連携も強化しつつ必要な見直し・再構築を図るなど、自己改革の取組を一層徹底するため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする

こと。
事業評価については、施設整備評価や情報システム関係評価、「東京都長期ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けた取組、監理団体等を通じて実施している都事業、特別会計（準公営企業会計を含む。）、歳入及び監査結果を活用した見直しなど、これまで進めてきた取組を不断に徹底することはもとより、都の保有する資産について幅広い検証を行うなど、その取組の更なる強化を図ること。

(2) 「東京都長期ビジョン」については、レガシーの具現化や地方創生など新たな課題への対応にも十分配慮しつつ、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、「東京都長期ビジョン」の事業案のうち、新規・レベルアップを行うものについてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、「東京都長期ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けたこれまでの取組や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として平成 27 年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成 27 年度予算額の範囲内とするが、施策の見直しによる事業費の削減を行った場合は、削減額の 2 倍までシーリングによる削減分として取り扱うことができるほか、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(4) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、必要な経費を見積もること。

また、新規事業については、原則として期限を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。

さらに、既存事業の要求に当たっても、可能な限りその終期を明記すること。

2 職員定数については、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、アウトソーシングを推進するなど、業務執行方法の抜本的な見直しを図り、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど職員配置の最適化を進め

ること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、柔軟で機能性の高い執行体制を構築すること。

- 3 東京都監理団体については、都政の一体的運営を担う「都政グループ」の一員であることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

- 4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費

用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

7 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充実可能な基金の活用にも努めること。

8 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について原点に立ち返った検証を行い、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p>
自律的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費、その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p>
政策的経費	<p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>
指定事業	<p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。